

答書

Faint, illegible handwritten text in vertical columns on the right page.

一 帝乃ほ袍莖楯深とやいとの根深きや

又帝の袍 子介内仕立形 常と通すは衣也

常の通すは衣 常の袍 常の袍 常の袍

一 衣冠を冠すは 衣冠を冠すは 衣冠を冠すは

冠すは衣冠を冠すは 冠すは衣冠を冠すは

烏帽子は衣冠を冠すは 烏帽子は衣冠を冠すは

是界を冠すは 是界を冠すは 是界を冠すは

冠を冠すは 冠を冠すは 冠を冠すは

物おすは 物おすは 物おすは

又一袴を衣い何肘何寸の位乃仁なりと云
のふ候より存る

を衣い大袴は下袴儀は内は袴膝子の
を衣いと兼袍と申して兼袍と兼は常乃
兼のこえせしむはは幼なき人の年内に
を衣いしてとあるものありず

一 臣下のを衣いぬるは白夏は穀と童袴童躰
中の小袴 ● 右の外深は等しいは女の世衣也

直衣春冬表白キ志に羅有表文卧蝶ノ九少年
ノ人ハ九ノ蝶小クシテ繁ク居也成長に随テ野分
ヲ大ク遠ク居也表何モ平縮若年ノ人ハ紫

成人ノ時次并ニ薄クナシ或薄縹ニモスル也猶年老テ
ハ大畧白キカ如し後ハ一向白也○夏秋ハ薄物を表
文三寸タスキ色ハ若年ノ人ニ藍次并ニ厚花田
ヨリ薄花田ニ後ニ白キカ如し弱年宿老共ニ文ハ
向シ○童躰ノ人ハ春冬表白浮織物重文表ハ紫色
夏秋ハ二藍ノ薄物但三重タスキ○宿徳ノ人ハ春冬
表シラナキ白綾ヲモ用之裏ハ平縮白也夏ハ
穀文ニ種或張平縮ヲ用或冬文ノ薄物着用ノ
例也右は装束抄物に見タル趣ナリ
一 親王家ノ赤袍除色ハ法臣下ノ如クは赤衣ハ
親王乃服色一不ハ際紫是ハ四不の色し左子

記し臣下の位袍子序い今不親王の袍を
以て量袍を淺量と唱ふゆへ淺蔥と名遣ふ
ゆへ代も形例をい又有不親王位袍乃
和子希色瀬麻乃袍を下の朝曹初に
臣下の袍の色は深は紫淺は紫紅六位より八位まで
深は深紫初位は淺深右分和子物也序い
衣服を乃定法一位深紫二位淺紫四位深緋五位
淺緋六位深緋七位淺緋八位深緋初位淺緋是
令條乃定しては後以草代不もたし
六位より下の衣文をて

一六位の装束也辨は立方六位の装束日根也

又遠もたし

遠りゆい

一巻櫻ハ六位以上の人はつゆもはたしや付をの
後身ハ四位より五位也

巻櫻ハ武官の人乃用とては文官ハ櫻を
たしゆい武官とては左右近衛府左右中門府
左右多爾尉是を六年府とて武官とては仍幸
付をの時四位より五位也

一古画子業平初長の妻衣の格ある袍を忌用い而
隨身の袴をい是ハ何也の法幸の時袍ニテ
是也

古画よりいへば只右きむりりて指押家系 俗法
をいひ官人を画はし冠板の色文亦不を定かしの
そいふ部をずして画はつたよすい土佐家の法り
を定と礼して画はつた画をても 妻ありすい存の
古画業平主衣のねるる袍を定たる隨身安を
器よてい衣衣のねるる袍は縫腰の袍と申して文
官の袍よてい業平は申指よてい由い妻よてい官
闕腰の袍よていすいさるるいけつてまの袍のうら
指衣よ似る物と隨身の時よとをさるるの定り
さうらりよりる何世のまのり業平よは幸よと
定らるるのい

手かたをたすきの袍よて肩とつむりタイを
しらるるのい

○オヒカケ
武庫具
ミテい

右に辨をいひるい今世の文はくつるる
ちがふ幅をいひのいあるいともい
文古画ははんえすい後世の御衣よとも名見
えす同儀の式よさるるの後の名をいひしけ
後よ袍は縫一と云ふのいんえすい古作を
包の定むりりて文は何よてもくもさるる
いといんえい古画よいさるるの文を画よと定
たすきもいしむい村い屋よ花よその文多クい
又何ふい入乃御物の袍よて平胡以係おわい候

人身
大身し是は何位の人とわづらひてはたかや

出入の儀物をしていませしは後を画きとせり
ころまては福衣として副腰施のやうして支腰とぬい
ころまては得ある家来は盤纏とて盤纏とて丸をなして
手巾に柄杓を答ふ事あると何はまては画き、彩色し
ころ服をよきやきひの負ひりと持たせり、色紙
乃の將曹府生番長をとり者等の腰まては
一柄衣の柄の付、又、常々堂上うもはたかや、
ゆきんか

柄衣の根えは天子は番柄の付、番個の足せり
服まては袖まては法をきして、法まては袖ま
ては

よせておまよきころやくまて、
よき柄のころ布まて、
きぬとよき柄衣の便利ある腰、
も同じ用、
おまよて、
おまよて、

業平の随人の装束は何と、
赤もりやく副腰の袍まては、
中の衣、
後代は柄衣、
柄衣の副腰袍、
後、

御網葉圖説

附録

襖とまきろく板とありい又袴襦を袴衣とい別の物の
記しる物あり袴よてい多く入てまきろくねい

天明二十七年

伊勢平藏貞方書